

奈良県訓令第四号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表の出先機関における記号の表の改正規定（平城京歴史館に係る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第四号中「及び行政文書の起案、決裁、保存等文書管理に関する事務の処理」を削る。

第十五条第一項中「総務事務システムに受領の登録を行い、又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定による処理を必要としない文書は、用紙への出力を省略することができる。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項前段の」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項前段」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条第四項第八号を削る。

第十八条の二中「供覧し、又は別に定めるところにより総務事務システムを用いて」を削る。

第三十二条第三項中「総務事務システム」を削る。

別表の本庁における記号の表地域振興部の項中「文化振興課

文 振	を	文化振興課	「	文 振	に、	観光プロモ
国民文化祭・障害者芸術文化祭課		国民文化祭・障害者芸術文化祭課		観光産業課		観光産業課
観光産業課		観光産業課		観光産業課		観光産業課
観光産業課		観光産業課		観光産業課		観光産業課

一 ショーン課	観	プロ	を	観光力向上課	「	観光力
創造課	観	産	を	観光力向上課		観光力
創造課	観	産	を	観光力向上課		観光力
創造課	観	産	を	観光力向上課		観光力

に改め、同表健康福

別表の出先機関における記号の表中

「奈良県立図書情報館

」

を

奈良県立図書情報館

」

「奈良県立登美学園

」

を

奈良県外国人観光客交流館

」

に、

奈良県立登美学園

」

奈良県立精華学院

」

を

奈良県女性センター

」

奈良県女性センター

」

奈良県立精華学院

」

に、

奈良県薬事研究センター

」

を

奈良県西奈良県民センター

」

奈良県薬事研究センター

」

奈良県農業大学校

奈良大

」

なら食と農の魅力創造国際大学校

」

に、

国際奈良
平城京歴
県営住宅
奈良県立
奈良県立

学セミナーハウス

史館

管理事務所

五條病院

五條病院附属看護専門学校

国際奈良
平城京歴
県営住宅
五條病
五條病

国際奈良学セミナーハウス

」

」

」

に改める。

」

第十七号様式を次のように改める。

